

仕 様 書

1 件 名

西岡バイアスロン競技場コース整備業務

2 目 的

N T C 競技別強化拠点である西岡バイアスロン競技場の冬季スキーコースを整備し、公益社団法人日本バイアスロン連盟の活動に供するとともに、バイアスロン競技者に対して効果的なトレーニング環境を提供するため圧雪業務を委託する。

3 作業内容

(1) 圧雪業務

- ① 圧雪車を使用してのバイアスロン会場を含むコース約 4 Kmの圧雪作業
 - ② スノーモービルを使用してのシーズン当初、積雪の少ない期間のコース整備
 - ③ 必要によりコースカッターによるトラック作成
 - ④ バイアスロン規則に準じた射撃エリアの構築（射座から標的間の排雪及び圧雪）
 - ⑤ バイアスロン会場周辺（駐車場含む）の排雪作業
 - ⑥ 降雪時またはコースが崩れた状況による適時適切な圧雪補修
- ※ 選手のトレーニング時間（9時～16時）は競技大会と同程度のコース状態を維持する。

(2) トレーニング環境整備業務

- ① バイアスロン規則に準じたコース設定（射撃エリア含む）による整備
（Vボード、コーン及びネットの設置）

4 業務実施期間

2025年12月下旬～2026年3月上旬（70日間）

5 圧雪業務に使用する車両及び機材

- ① 圧雪車
- ② スノーモービル
- ③ コースカッター
- ④ スノーモービル用圧雪機材

6 圧雪及びコース作成業務基本作業時間

04:00～05:00 暖機・作業前確認
05:00～08:00 圧雪作業
08:00～09:00 作業後点検
12:00～14:00 コース圧雪補修

※ 大雪等の影響により上記以外の時間帯に作業を依頼する場合には、発注者・受注者と協議し別途定める時間帯に作業を行う。

7 圧雪業務場所

北海道札幌市豊平区西岡 5 4 6 番地 西岡バイアスロン競技場

※ 西岡バイアスロン競技場コース図【別紙 1】

8 圧雪業務実施要領

業務実施期間毎日、受注者は図面で指定した場所の圧雪業務を行うものとする。

なお、圧雪は原則として概ね午前 08：00 までに完了するように実施するものとする。

(終了後の機械点検時間は除く。)

9 圧雪業務実施報告等

(1) 圧雪作業の実施後は、「作業従事確認簿」に開始・終了時間を記入し、日本バイアスロン連盟拠点管理者に提出し、確認を受けるものとする。

(2) 日本バイアスロン連盟拠点管理者の確認の結果、不合格となり補正を命じられたときは、受注者の責において遅滞なく補正を行い、再検査を受けるものとする。

10 大会運營業務実施要領

大会運営に係る助言・運営補助の詳細については、別途日本バイアスロン連盟大会運営担当者と打ち合わせを行い、大会の運営に支障がないよう実施するものとする。

11 圧雪車両及び機材等の管理

① 受注者が準備する圧雪車、スノーモービル、圧雪機材の保管場所として、真駒内駐屯地業務隊に保管場所を申請し、指定された場所に保管するものとする。

② 受注者の責に帰すべき理由により、圧雪車保管場所を含む発注者の財産を破損した場合は、受注者の責任・負担により現状復帰・修理を行うものとする。

12 経費の負担

業務に要する車両(燃料・修理・維持費を含む)機材及び消耗品は受注者の負担とする。

13 作業の安全管理

(1) 受注者は、作業の安全管理を徹底するとともに、特に利用する競技者および日本バイアスロン連盟の保有する設備の保護について細心の注意を払うように指導すること。

(2) 西岡バイアスロン競技場内の建物及びコース内にある構築物等を損傷しないように注意をする。

(3) 事故を起こした場合は直ちに日本バイアスロン連盟に報告し、その指示に基づき処置しなければならない。

14 作業の変更・中止

日本バイアスロン連盟は、業務上必要がある場合、圧雪作業の内容変更、又は圧雪作業を中止させることができるものとする。

15 費用の請求

① 受注者は、業務完了後、完了報告書を日本バイアスロン連盟拠点管理者に提出するもの

とする。

- ② 受注代金の支払いは、業務完了後支払うものとし、受注者は請求書を日本バイアスロン連盟拠点管理者に提出するものとする。
- ③ 発注者は適正な請求書を受理した日の属する月の翌月末までに支払いを行う。

16 その他

- (1) 受注者は、施設及び物品等を使用するにあたり、管理者の注意を持って業務を行うものとし、故意又は重大な過失により発注者及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 受注者は圧雪車の運行に係る賠償責任保険に加入するものとする。
- (3) 業務の実施に必要な受注者の雇用契約及び労働関係法令上の一切の責任は受注者が負うものとし、受注者が提供した役務について、日本バイアスロン連盟の危険負担は負わないものとする。
- (4) この契約についての一般的約定事項は、公益社団法人日本バイアスロン連盟会計処理規程を遵守するものとする。
- (5) その他本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、発注者、受注者双方協議のうえ、決定するものとする。